

# RUN A MANAGEMENT

## 経営者情報

2026年5月 No.139

# 女眼まくら工房

## ☆『令和8年度事業計画』決定!



☆ 6月論壇塾ご案内

☆ Kちゃん、はにわになれるかな!?

☆ 会員交流お買物券どうぞご利用ください

# 今井町並み散歩

第29回

重要伝統的建造物群保存地区内

17日開催

昔、今井で月6回開かれていた市を再現したフリーマーケット

## 今井六斎市

会場：御堂筋/春日神社等 9:00~15:30

### 茶行列

出発 10:30~ 旧南口門より出発

茶行列出発式 10:00~ 今井認定こども園(体動)運動場

●茶行列衣装展示 5月9日(土)~15日(日)  
9:00~16:00 会場：今井まちや館・旧米谷家  
4月22日(日)~28日(日) 5月6日(日)~12日(日) 10:00~19:00 会場：近鉄百貨店6F

今井町ゆかりの今井宗久とお茶をテーマにその時代の衣装に扮して町を歩きます。午後の部は衣装体験とガイド付町並み散策を体験

## 今井町衆市

16日・17日

今井町がかつて商都であったことを物語る品々を展示・販売

●印の場所は観光案内所を開設しています

10:00~16:00 会場：福明寺  
天理市・宇陀市・三郷町・吉野町・山添村・東吉野村・葛城市・広瀬町・今井町 他/和太鼓演奏 井筒屋

8本西口  
蘇武橋  
今井西環濠広場  
今井小学校(臨時)

住んで、暮らし、商う町

IMAI MACHINAMI SANPO

令和8年 5月9日(土)~17日(日) 午前9時~午後4時

9日~17日 スタンプウォーク

- 先着100名様/日
- 景品お渡し会場:今井まちや館

9日~17日 クイズラリー

- 5月17日 15:00締切り
- 15:30 今井まちや館で抽選
- 全問正解者の中から抽選で20名に景品プレゼント

今井町飾り瓦 9日~17日

指定された町内の「飾り瓦(3~6カ所)」を写真撮影し回る体験型フォトスタンプラリー

景品:今井町のポストカード  
時間:午前10時~午後4時  
場所:日本の寺子屋今井町1-5-26

主催 今井町並み保存会・今井町自治会  
☎ 0744-22-1128  
http://www3.kcn.ne.jp/~imaicho/

後援 榎原市・榎原市教育委員会 / (一社) 榎原市観光協会 / 榎原商工会議所 / (公社) 榎原経済倶楽部 / 奈良県立医科大学  
協力 今井春日講・行者講 / ボイスカウト榎原第5団 / 今井町なごみ会 / 今井青年会 / 榎原市消防団第9分団 / 今井まちなみ再生ネットワーク / 今井町区域街なみ環境整備協議会 / 榎原市観光ボランティアガイドの会 / (一社) 日本の寺子屋 / 南都銀行榎原支店 / 近鉄百貨店榎原店 / 今井郵便局 / 今井小学校 / 今井認定こども園

### 編集後記

今年も今井町並み散歩が開催されます。お散歩(ウォーキング)は生活習慣病の予防、骨密度の向上、認知症の予防、ストレス軽減などいろんな健康効果があるといわれています。無理なく自分のペースで体を動かす習慣をつけたいものです。

お気軽にお問い合わせください。

公益社団法人 榎原経済倶楽部 〒634-0063 奈良県榎原市久米町652-2  
榎原市商工経済会館 ☎ 0744-28-4410

表紙の写真は「ぐつすりなかじま 榎原店(中島寝具株式会社)」

RUN A MANAGEMENT 経営者情報(年3回発行)

### 令和8年度 事業計画を承認

去る3月17日(火)の理事会にて、令和8年度事業計画及び予算が承認されました。今年度も事業の充実を図り地元地域経済団体として地域社会の健全な発展及び活性化をめざします。今後にお役立ていただける講座なども開催いたしますので、なお一層地元異業種の交流、情報交換の場としてもご利用ください。皆様のご参加をお待ちしております。



#### 主な令和8年度事業

##### 公益事業

1. 地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とし、公益法人等公益活動を行う団体への会館施設の貸与事業
2. 商工業者及び一般市民に対し講座、セミナー、育成等を行う事業  
経営者セミナー……経営者でつくる経営者の自己研鑽の場  
『論壇塾』(偶数月第3火曜日)  
ビジネス講座……経営資質向上を目的として実施する講座 視察を通じた地域活性の学び  
健康セミナー……活力ある経済力はまず健康からを目的として実施するセミナー
3. 商工業者及び一般市民に対し相談、助言を行う事業  
法律・税務・労務・ITなど なんでも相談  
次世代育成支援対策推進センター事業
4. 産業経済に関する調査、情報収集及び提供する事業  
アンケート調査実施  
経営者情報誌の発行事業  
ホームページによる情報発信
5. 地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする事業に対し助成を行う事業



##### 共益事業 (当法人会員向け相互扶助事業)

1. 割引カード推進事業
2. 交流事業「年末意見交流会」

##### 収益事業

1. 会館施設を公益目的とした事業以外に貸与する事業

### コンプライアンス研修を実施いたしました

去る3月17日にコンプライアンス研修を実施いたしました。今回は、弁護士 三木秀夫先生に「令和7年認定法改正が問う～公益法人の“他律”から“自律”へのさらなる転換～」との演題にてご講義いただきました。令和7年の公益認定法の改正に伴う注意点などをわかりやすくかみ砕いて教えていただき、理解を深めておられました。



弁護士 三木秀夫 先生



### ～活力ある経済力はまず健康から～ 健康セミナー「腸トレ・脳トレ」開催いたしました!

〈講師〉奈良ヤクルト販売株式会社 健康管理士 樋口 善輝 氏



講師 樋口 先生

去る2月24日(火)、当会館 7階経済倶楽部ホールにて講座セミナー育成委員会主催の「健康セミナー」を開催し、27名のご参加をいただきました。

講師に奈良ヤクルト販売株式会社 健康管理士 樋口 善輝 氏をお招きし、「腸トレ・脳トレ」をクイズや体操を交えてお話いただきました。

漢字や図形を使った脳トレや、日常的に取り入れやすい体操を実践し、自ら考え、声を出したり笑ったりすることの大切さを学ばせていただきました。参加者の皆さまも積極的にクイズに参加され脳を鍛えながら、笑いの絶えない楽しい講座となりました。ご参加いただきました皆様ありがとうございました。



講演の様子

### 経営者で作る経営者の為の自己研鑽の場 今ここに…

#### 第80回 論壇塾

講師 バンビシャス奈良 代表取締役 加藤 真治 氏

演題 『檀原とバンビシャス奈良との関わり』

日時 令和8年6月16日(火) 開場11時 講演11時30分

場所 檀原市商工経済会館 7階 経済倶楽部ホール

※参加には事前申込が必要です

会員の皆様は、5月号付録に詳細、申込用紙がございます。

一般(非会員経営者)の方は、所定の手続きが必要となりますので、事務局までご連絡下さい。



### 経済交流委員会よりお知らせ

※偶数月の第3火曜日は論壇塾※

多彩なジャンルの講師をお招きし、毎回多くの方が聴講され経営者としての資質の向上にお役立ていただいております。

興味のある方は、2か月ごとに届く申込チラシに必要事項をご記入の上FAXにてお申込みください。

#### 【昨年度講師紹介】

- 南都キャピタルパートナーズ株式会社 代表取締役社長 堺 敦行 氏
- 葛城税務署長 前田 武 氏
- シンガーソングライター兼経営コンサル 出雲市観光大使、愛知県江南市PR大使 日高 慎二 氏
- 元南都コンピュータサービス代表取締役社長 税理士・公認会計士 西本 英明 氏
- (公社)奈良県理学療法士協会 理事・事務局長 和田 善行 氏
- 平成記念病院 リハビリテーション課 課長 高瀬 泰嗣 氏
- ナント種苗株式会社 取締役相談役



産業保健  
サービスを  
無料で  
提供!

## 葛城地域産業保健センターからのお知らせ

### 地域産業保健センター(地域窓口) のサービス内容(原則無料)とは?

労働者数50人未満の小規模事業場では、法令上、産業医の選任義務がないため、事業者が独自に産業医を確保し、労働者に対する保健指導などの産業保健サービスを提供することが困難な状況にあります。このため、規模50人未満の事業場とそこで働く労働者を対象に、産業保健サービスを充実させることを目的として、地域産業保健センターが設けられています。

- 健康診断の結果、異常所見のある労働者等に対する保健指導、健康相談
- メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導
- 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- 長時間労働者に対する面接指導
- ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
- 事業場への個別訪問による産業保健指導

### 詳しくは

奈良産業保健総合支援センターウェブサイト  
<https://naras.johas.go.jp/chisanpo/> または

### 葛城地域産業保健センター(葛城窓口)

#### 対象地域

大和高田市・橿原市・御所市・香芝市・葛城市・北葛城郡・高市郡  
TEL:070-2153-1824 または 070-7464-8429  
〒639-0251 香芝市逢坂1丁目374-1 北葛城地区医師会内



令和8年4月から病気を抱える労働者の治療と就業の両立支援が努力義務になります。

令和7年  
4月1日から

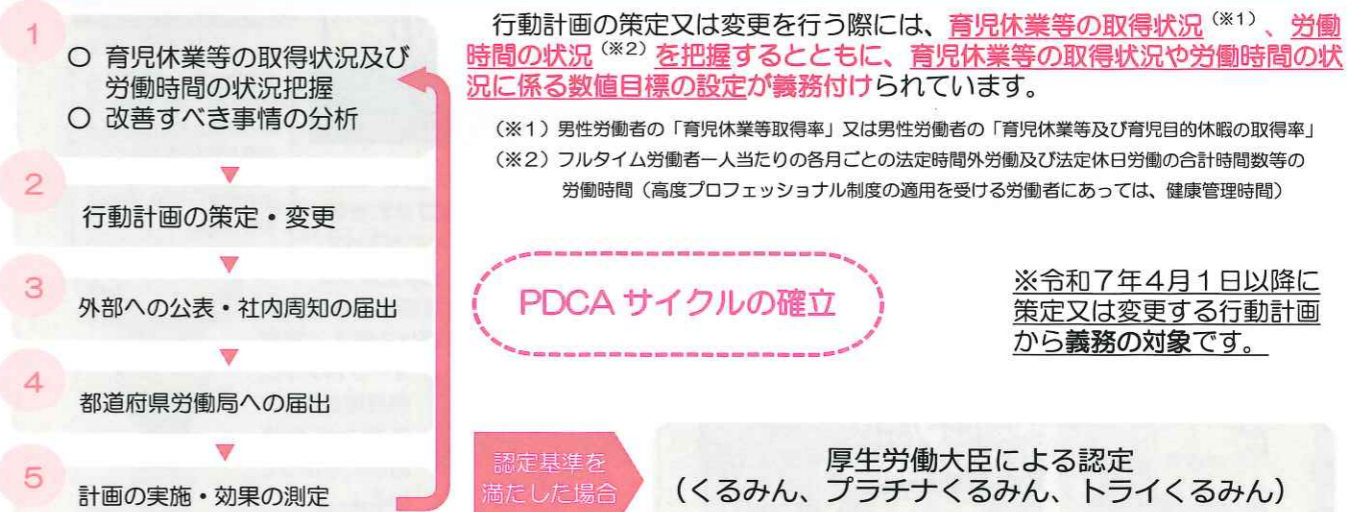
新たな10年がスタート!

次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、くるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準等が改正されました

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために定められた法律であり、常時雇用する労働者が101人以上の企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定・届出、外部への公表、労働者への周知を行うことが義務とされています(100人以下の企業は努力義務)。

令和6年5月に成立した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」により、法律の有効期限がさらに10年間延長され、令和17年3月31日までとなりました。

### 1 行動計画策定・変更時に、 育児休業等の取得状況等に係る状況把握・数値目標の設定を義務付け



### 2 認定基準(くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準)の見直し

※認定種類別の認定基準全体は、p.2~3でご確認ください。

#### 共通

#### ○女性の育児休業等の取得に係る基準の見直し(認定基準6)

|                                  |              |
|----------------------------------|--------------|
| 女性労働者の育児休業等取得率                   | 75%以上        |
| 育児休業等を行うことができる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率 | 基準なし → 75%以上 |

#### ○成果に関する具体的な目標を定めて実施する措置の選択肢の見直し(認定基準8)

|   |   |
|---|---|
| ①所定外労働の削減                               | ①男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸                    |
| ②年次有給休暇の取得の促進                           | ②年次有給休暇の取得の促進                           |
| ③短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに関する多様な労働条件の整備 | ③短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに関する多様な労働条件の整備 |

#### 認定種類別

#### ○男性の育児休業等の取得に係る基準の見直し(くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準5)

|          |                |    |                        |
|----------|----------------|----|------------------------|
|          | 男性労働者の育児休業等取得率 |    | 男性労働者の育児休業等・育児目的休暇の取得率 |
| トライくるみん  | 7%以上 → 10%以上   | 又は | 15%以上 → 20%以上          |
| くるみん     | 10%以上 → 30%以上  |    | 20%以上 → 50%以上          |
| プラチナくるみん | 30%以上 → 50%以上  |    | 50%以上 → 70%以上          |

#### ○働き方の見直しに係る基準の見直し(くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準7)

|   |                             |   |
|---|-----------------------------|---|
| 雇用する全てのフルタイム労働者1人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数 | トライくるみん<br>くるみん<br>プラチナくるみん | 45時間未満<br>45時間未満 → 30時間未満(全てのフルタイム労働者)又は45時間未満(25~39歳のフルタイム労働者) |
|---|-----------------------------|---|

#### ○能力向上又はキャリア形成支援の取組に係る計画の策定・実施に関する対象の見直し(プラチナくるみん認定基準10)

|          |                             |
|----------|-----------------------------|
| プラチナくるみん | 女性労働者を対象とした取組 → 労働者を対象とした取組 |
|----------|-----------------------------|

厚生労働省 奈良県労働局雇用環境・均等部(室)

お問い合わせは 奈良県労働局雇用環境・均等部(室)へ  
☎0742-32-0210 受付時間8時30分~17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)

きつとみつかる  
いい人、いい仕事



## 企業と人材を結ぶエキスパート

- 1 離職する従業員の再就職をサポート
- 2 人材を確保したい企業に対するサポート
- 3 「キャリア人材バンク」で高齢者の再就職をサポート
- 4 雇用を維持するための在籍型出向をサポート
- 5 社員の人材育成やキャリアアップの出向をサポート
- 6 従業員のスキルアップや研修を目的とするセミナー(有料)

費用は無料

働くこと雇用をサポート  
6つの取り組み

公益財団法人 産業雇用安定センター(ジョブ産雇) 奈良事務所  
〒630-8115 奈良市大宮町1-1-15 ニッセイ奈良駅前ビル4階  
TEL 0742-24-2015 FAX 0742-24-2017

# くちゃんが行く



## 榎原オークホテル 編

今回のKちゃん、榎原オークホテルさんを訪ねてきました♡今回は取締役支配人の久保昌代さんに案内してもらったよ。

榎原オークホテルは先代の林田邦弘社長と房惠専務のご夫婦で創業、先代社長は脱サラし貸しビル業を開始、ビルの次はホテル業をと、ホテルの実務を学びビジネスホテルから始められました。そして榎原神宮専属業者の会「賀詞の会」に入り、榎原神宮での結婚式のトータルプロデュースも手掛けるようになっていかれたんだって。

建物に入ると素敵な暖かいお迎え、心づかいを感じます。



お二人は、3人の子育てをしながら、夫婦二人三脚でホテルを分身のように大切に育ててこられたそう、先代は決めたことはやり抜くタイプ、専務はバイタリティーあふれるムードメーカーと久保さんは語っていただきました。



昭和57年4月3日神武祭の日に合わせてオープン。今とは景観がだいぶ違うね。



今は長男の一真さんが社長として跡を継ぎ、房惠専務が直々に支配人と指名された久保昌代さんと、お二人の遺志も継承し歩んでおられるとのこと。コロナ禍にも休業せず地道にアイデアを出し合い営業を続け、宿泊事業を基本として宴会や結婚式を要とし、おなじみ榎輪まんじゅうや近鉄百貨店榎原店での喫茶事業、ケーキ製造などあわせて70名ほどの方が生き生きと働いておられます。

客室にお邪魔しました♡客室は36室、コロナ禍に改装工事も。繁忙期はお正月、建国記念の日、春、秋。



宴会場は5つ。コロナ禍には宴会はなくなっちゃったけどとにかく利用してもらったことを念頭にアイデアを出して進んでいったんだって。



お客様のニーズに答えられるよう、丁寧に話合いながら素敵な思い出の日となるように心を込めて♡Kちゃん素敵な花嫁さんのお写真いっぱい見せてもらってたよ。

久保さんは書道の達人、あの榎輪まんじゅうのロゴは亡き専務さんに頼まれてあんこが入っているイメージで考え出来上がったんだって、そして現社長は学生時代からトライアスロンを続ける鉄人、榎原オークホテルは奈良県トライアスロン協会事務局にもなっているよ。



Kちゃん、あまい榎輪になれるかな？こしあん、白あん、クリームがあるよ。



トライアスロン中の社長の社長Kちゃんは完走出来ません♡



多才なお二人が両輪となりつなかりを大切に「地域に貢献したい」との大きな思いとともに地域に密着した地域の皆様に愛されるホテルとしてこれからも歩みを止めずに進んでいけます。

支配人の久保さんとバチリ！お忙しい中お話を聞かせていただきありがとうございます。

**株式会社オークホテル**

〒634-0063 榎原市久米町神宮前905番地  
 TEL 0744-23-2525  
 URL▶http://www.kashihara-oakhotel.com/  
 ○榎原オークホテル(宿泊、宴会、結婚披露宴)  
 ○プライダルOAK(美容・着付)  
 ○榎輪まんじゅう本舗  
 ○喫茶、洋菓子 コロニアルティーガーデン(近鉄百貨店榎原店3F)  
 TEL:0744-25-0101  
 ○フレッシュケーキ ファクトリー(製造) TEL:0744-27-9955

## 令和8年度 「会員交流お買物500円券」

公益社団法人 榎原経済倶楽部では本年度も引き続き、「会員交流お買物500円券」を発行いたします。この券は下記の登録会員事業所にてご利用いただけますので、会員間での交流などにお役立てください。なお、本券が届きました時からお使いいただけますが、有効期限がございますのでお早めにご利用ください。



利用期限 令和9年1月31日(日)

50音順(店舗名)

| 店舗名   | 所在地                          | 営業時間                                     | 事業内容  | 店舗名  | 所在地                                       | 営業時間                              | 事業内容  |
|---|------------------------------|--|---|--|---|-----------------------------------|---|
|   | TEL                          | 定休日                                      | その他優待等  |  | TEL                                       | 定休日                               | その他優待等  |
| 榎原オークホテル<br>榎輪まんじゅう本舗<br>http://kashihara-oakhotel.com  | 榎原市久米町905-2<br>0744-23-2525  | ホテルは休みなし<br>(和菓子販売時間<br>はお問い合わせ<br>ください) | ホテル業<br>和菓子販売                                       | だんご庄<br>(坊城本店・八木店)<br>http://dango.kir.jp/           | 【坊城本店】<br>榎原市東坊城町860<br>0744-27-4340      | 8:30~17:00<br>(売切次第)<br>火・第1,3水曜日 | 和菓子<br>販売                                       |
| 喜多酒造株式会社<br>https://miyokiku.com/                       | 榎原市御坊町8<br>0744-22-2419      | 9:00~17:00<br>日・祝日<br>(3~10月は土も)         | 酒類<br>製造販売  |  | 【八木店】<br>榎原市内膳町<br>近鉄八木駅前<br>0744-25-2922 | 9:30~17:00<br>(売切次第)<br>火・第1,3水曜日 |   |
| ぐっすりなかじま<br>榎原店<br>https://www.futon-nakajima.com/      | 榎原市木原町236-1<br>0744-26-2800  | 10:00~19:00<br>水曜日                       | 寝具販売<br>500円券を使用して<br>オーダー。お買上げ<br>の方専用枕カバー<br>サービス | 株式会社長生堂<br>(大和本店)<br>https://www.chouseidou.co.jp    | 榎原市見瀬町2024<br>0744-27-0744                | 9:30~18:00<br>水曜日<br>(夏季期間土曜日)    | 結納品<br>伝統工芸品<br>お祝ギフト等                          |
| 小嶋電器  | 榎原市八木町1-2-32<br>0744-22-6081 | 9:00~18:00<br>木・日・祝日                     | 家電販売  | TOYODA PEARL<br>https://www.toyodapearl.com/         | 榎原市大輦町9-2<br>0744-27-3583                 | 10:00~19:00<br>不定休                | 真珠製品販売<br>500円券を<br>使用して1万円<br>以上お買上げの方<br>5%引き |
| サロンドビューティー<br>ラ・デュース<br>https://ladouce-happy-time.com/ | 榎原市豊田町316-1<br>0744-23-8755  | 9:00~19:00<br>月曜日・<br>隔週火曜日              | 美容業   | フルーツショップ<br>イマナカ                                     | 榎原市兵部町7-15<br>0744-22-3572                | 8:00~18:00<br>日曜日                 | 果物小売  |
| 新崎紙商店<br>https://www.shinzakikami.com/                  | 榎原市新賀町267-1<br>0744-22-0500  | 9:00~17:30<br>土日・祝日                      | 紙製品<br>包装資材・<br>雑貨類                                 | ※登録店のご希望があれば順次追加いたします。<br>但し、経済倶楽部ホームページのみ追加掲載いたします。 |   |                                   |   |

お問い合わせは・・・ 公益社団法人 榎原経済倶楽部 TEL 0744-28-4410 まで

## 2026年の道路交通法改正では主に以下の4つの項目について変更が行われます。

- ▶自動車と自転車の側方通過ルールの強化
- ▶生活道路における法定速度の引き下げ
- ▶自転車の交通違反に対する反則金制度の導入
- ▶車の仮免許取得の年齢要件「18歳」から「17歳6か月」に引き下げ



■自動車と自転車の側方通過ルールの強化  
2026年4月から自転車の右側を通過する際、接触の危険がない「十分な間隔」を取る必要があります。車が自転車や電動キックボードを追い越す際、十分な側方間隔が取れない場合は減速義務が課されます。また、追い抜かれる自転車もできる限り左による義務が課されます。十分な間隔とは、自転車が自動車を認識している場合で1m以上、認識していない場合は1.5m以上となっており、両者の間に十分な間隔がとれない場合は、自転車等との間隔に応じた安全な速度で進行しなければならないとされています。

■生活道路における法定速度の引き下げ  
2026年9月から住宅街や通学路など「生活道路」の法定速度が一律30km/hに引き下げ。  
対象となる道路  
主に地域住民の日常生活に利用されるセンターラインや中央分離帯のない道幅5.5m未満の道路(道路標識や道路標示により最高速度が制限されている場合はその速度が最高速度となります。)